Ⅰ．石川県開発審査会附議基準

※　この基準は開発審査会へ附議する基準であり、
許可基準ではありません。

令和　８年　１０月　２３日

石川県土木部建築住宅課

目　　次

石川県開発審査会附議基準

1　法第34条第14号の規定により附議することが妥当と考える開発行為　・・・・・・・・1

（住　宅　系）

1－1　農家世帯等の分家住宅　・・・・・・・・1

1－2　既存集落内の自己用住宅　・・・・・・・・2

1－3　指定大規模既存集落内の自己用住宅、分家住宅　・・・・・・・・3

1－4　指定大規模既存集落内等の公営住宅等　・・・・・・・・3

1－5　調整区域内の事業所に従事する者の住宅、寮等　・・・・・・・・4

1－6　既存住宅の増築に伴う敷地拡大　・・・・・・・・4

（地域活性化系）

1－7　調整区域内に研究対象のある研究施設　・・・・・・・・4

1－8　指定大規模既存集落内の小規模工場等　・・・・・・・・4

1－9　幹線沿道等特定流通業務施設　・・・・・・・・5

1－10　自然的土地利用レクリエーション施設　・・・・・・・・6

1－11　地域経済牽引事業の用に供する施設　・・・・・・・・7

（事　業　系）

1－12　収用対象事業による移転　・・・・・・・・7

1－13　災害危険区域からの移転　・・・・・・・・7

1－14　土地区画整理地内の開発行為　・・・・・・・・8

（福　祉　系）

1－15　法第34条第1号に該当しない社会福祉施設　・・・・・・・・9

（そ　の　他）

1－16　社寺仏閣及び納骨堂　・・・・・・・・9

1－17　既存建築物の建替　・・・・・・・・9

1－18　地域を限定して許可の対象となるもの　・・・・・・・・10

(1) 防衛施設周辺での移転　・・・・・・・・10

(2) 九谷焼の生産及び流通施設　・・・・・・・・10

(3) 線引き以前からの漁業従事者が操業する工場　・・・・・・・・10

(4) 既着工及び経過措置としての開発許可　・・・・・・・・10

(5) 小松空港周辺のレンタカー施設　・・・・・・・・11

1－19　既存土地利用の管理施設　・・・・・・・・11

１－20　適正に利用された建築物の敷地利用　・・・・・・・・11
１－21　産業廃棄物（特定建設資材）の中間処理施設　・・・・・・・・11
１－22　法第 34 条第 1 号に該当しない地区集会所等　・・・・・・・・12
１－23　法第 34 条第 4 号に該当しない店舗併用農林水産物加工施設　・・・13
１－24　法第 34 条第 7 号に該当しない既存工場の増設　・・・・・・・・13
１－25　産業廃棄物の処理施設　・・・・・・・・13
１－26　農林水産物の直売所　・・・・・・・・14

２　令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により附議することが妥当と考える建築行為
・・・・・・・・14
２－１　令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により附議する建築行為　・・・14
２－２　既存宅地　・・・・・・・・14
２－３　既存宅地に準ずる宅地　・・・・・・・・15
２－４　既存宅地での再開発　・・・・・・・・17
２－５　地域再生のための既存建築物の用途変更　・・・・・・・・17

付　　録
別表第１　大規模既存集落の指定（法第 34 条第 14 号）　・・・・・・・・19
別表第２　先端産業工場が立地する人口減少地区（第 34 条第 14 号）　・・21
参考資料　都市計画（線引き）の設定状況　・・・・・・・・22

平成２６年　８月　１日全部改正
令和　３年　３月　２３日一部改正
令和　７年　３月　２１日一部改正
令和　８年１０月　２３日一部改正

石川県開発審査会附議基準

都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号、以下「法」という。）第 34 条第 14 号又は都市計画法施行令（以下「令」という。）第 36 条第 1 項第 3 号ホにより、県、小松市、白山市又は野々市市（以下「県等」という。）が、本基準に従い石川県開発審査会（以下「開発審査会」という。）に附議し、開発審査会から「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当」と認められた開発行為又は建築行為について許可する。

なお、本基準によるほか、個別具体の理由より、市街化調整区域（以下「調整区域」という。）での建築物の建築又は第一種特定工作物の建設がやむを得ないと考えられる開発行為又は建築行為も附議する場合がある。

1　法第 34 条第 14 号の規定により附議することが妥当と考える開発行為

県等が、法第 34 条第 14 号に基づき「開発区域の周辺における市街化を促進するおそれがなく、かつ、市街化区域において行うことが困難又は著しく不適当」であり、開発審査会の議を経ることが妥当と考える開発行為は次のとおりである。

許可の対象となる建築物の建ぺい率及び容積率の上限は、用途地域の指定のない区域の値とする。ただし、建ぺい率が 60％を超える区域においては 60％とする。

（住　宅　系）

1－1　農家世帯等の分家住宅

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　市街化区域と調整区域の区分（以下「線引き」という。）以前より、当該調整区域内において自己の土地を保有し、かつ、継続して生活の本拠としている世帯（以下「本家」という。）が保有しており、次の各号の一に該当する土地。

（イ）線引き以前より保有している土地。

（ロ）線引き以前より保有していた土地を提供して交換により取得した土地。

（ハ）10 年以上前より継続して保有している土地。

ロ　既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

「連たん」とは、建築物敷地相互の間隔が、おおむね 50m以下で繋がっていることをいう（以下、本基準において同じ。）。

「既存集落」とは、地形、地勢、地物等の自然的条件及び文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性等の社会的条件に照らし、独立して一体的な日常生活圏を構成しており、相当数の建築物（おおむね 50 戸を基準とする。）が連たんしているものをいう（以下、本基準において同じ。）。

ハ　当該敷地は、世帯人員の数等を勘案し、適正な規模であること。

ニ　道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないよう整備されていること。ただし、自ら必要な公共施設の整備を行う場合は、この限りでない。

なお、当該土地が面する道路で、建築物の建ち並び等により拡幅が著しく困難なものが、次の各号に該当する場合は、当該市町との調整のうえ、当該土地が接する部分の道路を拡幅、又は予定建築物等のセットバックを行えばよいものとする。

（イ）当該道路が、周辺地域の開発行為や建築行為の動向、公共施設の整備状況や今後の整備計画等を勘案し、良好な居住環境が確保されるものであること。

（ロ）当該道路が、将来の市街地の形成に支障がない形態であること。

(2) 許可の対象となる建築物は、自己の居住の用に供する一戸の専用住宅で、世帯人員の数等を勘案し、適正な規模であるものとする。

(3) 許可の対象となる者は、次の各号のとおりである。

イ　農家である本家に、世帯主と同居又は過去に同居していた者（以下「世帯構成員」という。）。

ただし、本家の世帯主等が調整区域において漁業、林業等の産業に従事するなど、当該集落に居住する必要性がある場合は、農家に限らない。

ロ　本家の世帯主の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に定める親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）の範囲に該当する者。

ハ　相続又は贈与により当該土地の所有権を取得する者。

ニ　調整区域以外に保有する土地がないこと。

ホ　結婚その他独立して世帯を構成する合理的な事情、転勤、Ｕターン等地域で定住する事情等を勘案し、新規の住宅確保の必要性がある者。

１－２　既存集落内の自己用住宅

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　許可の対象となる者が保有しており、次の各号の一に該当する土地。

（イ）線引き以前より保有している土地。

（ロ）線引き以前より保有していた者から相続により取得した土地。

（ハ）10 年以上前より継続して保有している土地。

ロ　既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

ハ　当該敷地は、世帯人員の数等を勘案し、適正な規模であること。

ニ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。

(2) 許可の対象となる建築物は、自己の居住の用に供する一戸の専用住宅で、世帯人員の数等を勘案し適正な規模であるものとする。

(3) 許可の対象となる者は、現在居住している住宅が、過密又は狭小である、被災している、立退きを要求されている、借家であるなどの事情及び定年、退職、卒業等の事情があり、新規に建築することがやむを得ない者とする。

１－３　指定大規模既存集落内の自己用住宅、分家住宅

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　大規模な既存集落として知事が指定した別表第１に掲げる集落（以下「指定大規模既存集落」という。）内又は指定大規模既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。

(2) 許可の対象となる建築物は、自己の居住の用に供する一戸の専用住宅で、世帯人員の数等を勘案し、適正な規模であるものとする。

(3) 自己用住宅として許可の対象となる者は、次の各号のとおりである。

イ　線引き以前より当該指定大規模既存集落内に生活の本拠地を有する者。

ただし、収用対象事業による移転により線引き後当該指定既存集落内に生活の本拠地を有することとなった者及び 10 年以上前より継続して生活の本拠地を有する者を含む。

ロ　現在居住している住宅が、過密又は狭小である、被災している、立退きを要求されている、借家であるなどの事情及び定年、退職、卒業等の事情があり、新規に建築することがやむを得ない者。

(4) 分家住宅として許可の対象となる者は、次の各号のとおりである。

イ　前項(3)イの世帯主と同居又は過去に同居していた者

ロ　前項(3)イの世帯主の民法（明治 29 年法律第 89 号）第 725 条に定める親族（6 親等内の血族、配偶者、3 親等内の姻族）の範囲に該当する者。

ハ　結婚その他独立して世帯を構成する合理的な事情、転勤、Ｕターン等の地域で定住する事情等を勘案し、新規の住宅確保の必要性がある者。

１－４　指定大規模既存集落内等の公営住宅等

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のいずれかに該当する土地とする。

イ　指定大規模既存集落内又は指定大規模既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地とする。

ロ　市町が策定する自然災害に対応するための復興計画等において、概ねの位置が定められた土地であって、既存集落内又は既存集落若しくは市街化区域に概ね隣接している土地とする。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のいずれかに該当する建築物とする。

イ　前項イにあっては、公営住宅法（昭和 26 年法律第 193 号）第 2 条第 2 号に規定する公営住宅又は地域優良賃貸住宅制度要綱（平成 19 年国住備第 160 号）に規定する地域優良賃貸住宅のうち、市町が整備するものとし、住宅戸数は指定大規模既存集落の戸数の 5 分の 1 以下のものとする。

ロ　前項ロにあっては、自然災害により住宅を失った者に対して供給する目的として復興計画等で概ねの規模が位置づけられた、市町が整備する公的賃貸住宅とする。

１－５　調整区域内の事業所に従事する者の住宅、寮等

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　工場等の立地と一体的に計画されたものであって、当該住宅、寮等が工場等と一体的に立地する場合、又は既存集落内若しくは既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。

(2) 許可の対象となる建築物は、法第 34 条第 1 号から第 14 号までの規定により許可を受けた開発行為による事業所又は線引き以前から当該調整区域内に存する事業所に従事する者の住宅、寮等とする。

(3) 事業の操業方式、就業体制、雇用形態等を勘案し、適切な規模であるものとする。

１－６　既存住宅の増築に伴う敷地拡大

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　既存の自己用住宅の敷地が、市町の定めた敷地面積の最低限度に満たないなど、良好な居住環境の確保の観点から、敷地の拡大がやむを得ないもの。

ロ　敷地の拡大部分が、既存の敷地に隣接していること。

ハ　敷地拡大後の敷地面積は、従前の敷地面積の 1.5 倍以下とする。ただし、敷地の形状により周辺に宅地利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ　現在居住している住宅が、過密又は狭小であるなどの事情により増築がやむを得ないこと。

ロ　増築する部分は、既存の住宅と用途上不可分の関係にあること。

（地域活性化系）

１－７　調整区域内に研究対象のある研究施設

許可の対象となる建築物は、研究対象が調整区域に存在すること等の理由により、当該調整区域に建設することがやむを得ない研究施設とする。

１－８　指定大規模既存集落内の小規模工場等

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　指定大規模既存集落内又は指定大規模既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。

ハ　敷地面積が 1,000 ㎡以下であること。ただし、敷地の形状により周辺に宅地利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ　工場、事務所、店舗又は運動・レジャー施設であること。（以下「小規模工場等という。」）

ロ　周辺の土地利用と調和のとれたものであること。

ハ　店舗の場合は、建築物の延床面積が 500 ㎡以下であること。

ニ　自己の業務の用に供する建築物であって、その経営規模、運営管理上の観点から当該指定大規模既存集落において建築することがやむを得ないもの。

(3) 許可の対象となる者は、次の各号のとおりである。

イ　線引き以前より当該指定大規模既存集落内に生活の本拠地を有する者。

ただし、収用対象事業による移転により線引き後当該指定既存集落内に生活の本拠地を有することとなった者及び 10 年以上前より継続して生活の本拠地を有する者を含む。

ロ　次の各号の一に該当する者とする。

（イ）定年、退職、卒業等の事情があり、新規に事業を営むことがやむを得ない者。

（ロ）現在営んでいる小規模工場等の土地や建築物が、過密又は狭小である、被災しているなどの事情があり、新たに建築することがやむを得ない者。

１－９　幹線沿道等特定流通業務施設

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　4 車線以上の国道、県道等の沿道又は高速自動車道のインターチェンジ周辺であって、現在及び将来の土地利用上支障がないものとして知事が指定した別表第２に掲げる道路（以下「対象道路」という。）の沿道又は区域にあること。

ロ　次の各号の一に該当すること。

（イ）市街化区域に工業系の用途地域がない。

（ロ）市街化区域の工業系の用途地域に適地がない。

（ハ）施設の立地により、市街化区域の交通の安全に支障があり、若しくは交通機能を阻害し、又は居住環境を悪化させる。

ハ　当該敷地は、次の各号により対象道路に適切に接していること。

（イ）敷地の出入口に、車輌の通行に十分な空地を設けるなど、車の出入りに支障がないこと。

（ロ）対象道路に、敷地周囲の長さの 10 分の 1 以上が接していること。

（ハ）主要な出入口は、対象道路に面すること。

（ニ）主要な出入口は、交差点及び横断歩道付近の交通の安全に支障がない位置にあること。

ニ　当該建築物の敷地となる部分（建築物の建築が可能となる部分）には、都市計画施設の区域を含まないこと。

ホ　当該施設の規模及び用途に応じ、駐車場が有効に配置されていること。

ヘ　敷地の対象道路に接する部分（出入口部分を除く）に、幅 3m以上の植樹帯を設けていること。

(2) 「特定流通業務施設」は、次の各号に該当するものとする。

イ　物質の流儀の効率化に関する法律（平成 17 年法律第 85 号。以下「物流効率化法」という。）第 7 条第 2 項に規定する認定総合効率化計画に記載された物流効率化法第 4 条第 3 号に規定する特定流通業務施設に該当するものであって、貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項に規定する一般貨物自動車運送事業のうち同条第 6 項の特別積合せ貨物運送に該当しないものの用に供される施設又は倉庫業法第 2 条第 2 項に規定する倉庫業の用に供する同条第 1 項に規定する倉庫であること。なお、当該施設に従業員の寮、福利厚生施設は含まない。

ロ　物流効率化法第 6 条第 10 項に基づく都道府県知事からの意見聴取において、当該特定流通業務施設が周辺の市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において行うことが困難又は著しく不適当と認められる旨の意見があった施設であること。

１－10　自然的土地利用レクリエーション施設

許可の対象となる建築物は、調整区域における自然的土地利用と調和のとれたレクリエーションのための施設を構成する建築物で、次の各号の一に該当するものとする。

イ　自然休養村整備事業を推進するために最少限必要な建築物。

ロ　キャンプ場、スキー場等第二種特定工作物に該当しない運動・レジャー施設で、次の各号に該当し、管理運営上、最小限必要な建築物。

（イ）当該キャンプ場等の施設自体が周辺環境に調和し、かつ、地域の土地利用計画に整合した内容のものであること。

（ロ）管理棟、バンガロー等施設内の建築物が、周辺の自然環境に調和した簡素なものであること。

（ハ）用途の変更が容易でないこと。

（ニ）自然公園法（昭和 32 年法律第 161 号）その他の法令に適合していること。

ハ　第二種特定工作物である 1 ha 以上の運動・レジャー施設の宿泊施設で、次の各号に該当する建築物。

（イ）施設の利用増進上、必要不可欠であること。

（ロ）周辺の状況等から当該特定工作物の敷地内に建築する必要があること。

（ハ）市街化区域の宿泊施設による円滑な対応が困難であること。

なお、第二種特定工作物である 1ha 以上の運動・レジャー施設に管理上又は利用増進上併設されるクラブハウス等で、当該運動・レジャー施設に不可分一体のものとして併設されるもの（以下「併設建築物」という。）は、当該運動・レジャー施設の建設を目的とした開発行為に包含されるものであり、改めて併設建築物の建築を目的とした開発許可又は建築許可を要しないが、宿泊施設は、併設建築物に含まない。

また、第二種特定工作物に該当しない 1ha 未満の運動・レジャー施設の併設建築物は、当該運動・レジャー施設の建設を目的とした開発行為に包含されるものであり、開発許可を要しないが、建築許可が必要である。当該運動・レジャー施設の宿泊施設の建築許可については、本号の基準を適用する。

１－11　地域経済牽引事業の用に供する施設

許可の対象となる建築物は、地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律（平成 19 年法律第 40 号）第 14 条第 2 項に規定する承認地域経済牽引事業計画に基づき、同法第 11 条第 2 項第 1 号に規定する土地利用調整区域内において整備される同法第 13 条第 3 項第 1 号に規定する施設であること。

（事　業　系）

１－12　収用対象事業による移転

(1) 調整区域に存する建築物の代替建築物の敷地として、許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地であり、かつ、代替建築物の用途及び当該既存集落の土地利用を勘案し、適切な位置にあること。ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。

（イ）代替建築物が、当該既存集落内に立地することが不適切である場合。

（ロ）許可権者との調整のうえ、起業者が適切な土地を斡旋する場合。

ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。

ハ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 49 年法律第 58 号）による農用地区域内の土地でないこと等、地域の土地利用と調整のとれたものであること。

ニ　敷地面積は、従前の面積の 1.5 倍以下とし、従前の敷地が狭小（約 333 ㎡以下）な場合は 500 ㎡以下とする。ただし、敷地の形状により周辺に宅地利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 市街化区域に存する建築物の代替建築物の敷地として、許可の対象となる土地は、前記(1)の要件のほか、次の各号の一に該当するなど、個別具体の事情によりやむを得ないものとする。

イ　密集市街地等により市街化区域内に適地を確保することが困難である場合。

ロ　被収用者が従前から調整区域に前記(1)の要件を勘案し、適切な土地を保有しており、市街化区域に代替地を求める合理的事情に乏しい場合。

ハ　許可権者との調整を踏まえ起業者において適切な土地を斡旋する場合。

(3) 許可の対象となる建築物は、従前と同一の用途で、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

１－13　災害危険区域等からの移転

(1) 許可の対象となる土地への移転は、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 39 条第 1 項の規定に基づく災害危険区域からの移転のほか、次の各号の一に該当するものとする。

イ　がけ地近接等危険住宅移転事業として行う移転。

ロ　地すべり等防止法（昭和 33 年法律第 30 号）第 24 条第 1 項の関連事業計画に基づく移転。

ハ　土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 12 年法律第 57 号）第 25 条第 1 項の勧告に基づく移転。
ニ　建築基準法第 10 条第 2 項の命令に基づく移転。
ホ　その他条例、要綱又は特定の行政機関の指示に基づくイからニまでと同等な移転。

(2) 調整区域内の災害危険区域等に存する建築物の代替建築物の敷地として、許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地であり、かつ、代替建築物の用途及び当該既存集落の土地利用を勘案し、適切な位置にあること。
　ただし、次の各号の一に該当する場合は、この限りでない。
（イ）代替建築物が、当該既存集落内に立地することが不適切である場合。
（ロ）許可権者との調整のうえ、起業者が適切な土地を斡旋する場合。
ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。
ハ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 49 年法律第 58 号）による農用地区域内の土地でないこと等、地域の土地利用と調整のとれたものであること。
ニ　敷地面積は、従前の面積の 1.5 倍以下とし、従前の敷地が狭小（約 333 ㎡以下）な場合は 500 ㎡以下とする。ただし、敷地の形状により周辺に宅地利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

(3) 市街化区域内の災害危険区域等に存する建築物の代替建築物の敷地として、許可の対象となる土地は、前記(2)の要件のほか、次の各号の一に該当するなど、個別具体の事情により、やむを得ないものとする。
イ　密集市街地等により市街化区域内に適地を確保することが困難である場合。
ロ　被収用者が従前から調整区域に前記(2)の要件を勘案し、適切な土地を保有しており、市街化区域に代替地を求める合理的事情に乏しい場合。
ハ　許可権者との調整を踏まえ起業者において適切な土地を斡旋する場合。

(4) 許可の対象となる建築物は、従前と同一の用途で、かつ、周辺の土地利用及び環境と調和のとれたものであること。

１－14　土地区画整理地内の開発行為

許可の対象となる開発行為は、土地区画整理事業の施行された土地の区域内における土地区画整理法（昭和 29 年法律第 119 号）第 9 条第 2 項又は同法第 21 条第 2 項により認められた予定建築物の建築等の用に供するものとする。

（福　祉　系）

１－15　法第 34 条第 1 号に該当しない社会福祉施設

(1) 許可の対象となる社会福祉法第２条に規定する社会福祉事業の用に供する施設（以下「社会福祉施設」という。）は、次の各号のとおりである。

イ　介護保険法第８条第 14 項に規定する「地域密着型サービス」を提供する施設であること（地域密着型サービスの提供の用に供する部分に限る）。

ロ　設置及び運営が国の定める基準に適合するもので、その位置、規模等からみて周辺の市街化を促進するおそれがないと認められるものであること。

ハ　当該開発区域を管轄する市町の福祉施策、都市計画の観点から支障がないことについて、市町と協議が整っているものうち、以下の①から③までのいずれかに該当するものであること。

① 近隣に関係する医療施設、社会福祉施設等が存在し、これらの施設と当該許可に係る社会福祉施設のそれぞれがもつ機能とが密接に連携しつつ立地又は運用する必要がある場合

② 当該施設を利用する者の安全等を確保するため立地場所に配慮する必要がある場合

③ 当該施設が提供するサービスの特性から、例えば、当該開発区域周辺の優れた自然環境が必要と認められる場合など、当該開発区域周辺の資源、環境等の活用が必要である場合

(2) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　既存集落内または既存集落の周辺でその集落に連たんしている土地。

ロ　当該敷地は施設の定員等を勘案し適正な規模であること。

ハ　道路等の公共施設が、本基準１－１（1）ニに適合すること。

（そ　の　他）

１－16　社寺仏閣及び納骨堂

許可の対象となる建築物は、当該調整区域を中心とした地域社会における住民の日常の宗教的生活に関連した施設とし、既存集落等における地域的性格の強い鎮守、社、庚申堂、地蔵堂等を構成する建築物とするが、その他の宗教活動上の施設であって当該調整区域及びその周辺の地域における信者の分布等に照らし、当該地域に立地する合理的事情の存するものを含むものとする。

「その他の宗教活動上の施設」とは、宗教法人の行う儀式、教化育成のための施設及びこれに附属する社務所、くり等で規模、構造、設計等がこれら宗教活動上必要なものとし、宿泊施設及び休憩施設は含まない。

１－17　既存建築物の建替

許可の対象となる既存建築物の建替は、次の各号のとおりである。

イ　従前の自己用住宅の敷地が著しく過小であるなど、格段の事情がある場合を除き、従前の建築物の敷地の範囲内で行われるものであること。

ロ　原則として、従前の建築物と同一の用途であること。
ハ　規模、構造、設備等が従前のものに比較して過大でなく、かつ、周辺の土地利用の状況等からみて適切なものであること。

なお、建替後の床面積の合計が従前の建築物の床面積の合計の 1.5 倍以下で、従前の構造及び用途がほぼ同一の場合は、許可を要しない「改築」として取り扱う。

１－18　地域を限定して許可の対象となるもの

地域を限定して許可の対象となる開発行為は、次のとおりである。

(1) 防衛施設周辺での移転

次の各号の一に該当するものとする。

イ　防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律（昭和 49 年法律第 101 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき補償を受けて行われる、従前とほぼ同一の用途、規模及び構造で建築される代替建築物の建築を目的とした開発行為。
ロ　前記イの開発行為を、移転する者の委任を受けて小松市が行うもので、おおむね 5 年以内に移転が完了することが確実であるもの。

(2) 九谷焼の生産及び流通施設

九谷焼の生産及び流通に係る用途の建築物が集団的に立地している地域において、九谷焼の生産及び流通の業務を営む者が、自己の業務の効率化、合理化を図るために当該業務の用に供する建築物を建築する目的で行う開発行為で、既存の事業に対し著しい量的拡大を伴わないと認められ、かつ、建築物の用途が当該区域における生産及び流通業務と業務上密接不可分の関係にあり、他の地域で立地することが困難であるものとする。

(3) 線引き以前からの漁業従事者が操業する工場

線引き以前から当該調整区域に居住し、かつ、漁業を営んでいた者又はその家族が自ら操業する工場を建築する目的で行うおおむね 1,000 ㎡以下の開発行為で、周辺の農地、住宅及び将来利用に支障がないものとする。

(4) 既着工及び経過措置としての開発許可

線引き時点で既に開発行為の工事に着手していたもので、経過措置として法第 29 条の規定に基づく開発許可を受けた者又は開発行為の既着工届を行い届出受理通知を受けた者が、次の各号の一に該当する建築物の建築又は第一種特定工作物の新設をするものとする。

イ　当該開発許可又は届出に係る予定建築物の建築又は第一種特定工作物の新設をするもの。
ロ　当該開発許可又は届出に係る予定建築物以外の建築物の建築又は第一種特定工作物の新設で、次の各号の一に該当するもの。

（イ）周辺の地域に既存の建築物等が相当数立地している場合で、これら既存建築物等の用途から、将来当該地区が市街化区域に編入されると想定したときに、用途地域の指定に支障がない用途の建築物等で、周辺の土地利用と調和のとれたもの。

（ロ）周辺の地域に既存の建築物等の立地が少なく、前記（イ）の支障の有無の判断が困難である場合は、第一種低層住居専用地域又は第二種低層住居専用地域に係る制限に適合する用途の建築物等。

(5) 小松空港周辺のレンタカー施設

次の各号に該当するものとする。

イ　道路運送法（昭和 26 年法律第 183 号）第 80 条第 1 項に該当するもの。

ロ　建築物の敷地が、主要地方道小松・加賀線（安宅新町交差点から小松空港前交差点までの区間に限る）又は一般国道 360 号（小松空港前交差点から城南町西交差点までの区間に限る）に、適切に接していること。

ハ　建築物の延床面積が 120 ㎡以下であること。

１－19　既存土地利用の管理施設

許可の対象となる建築物は、資材置場、駐車場等として既に単独で利用されている土地において、土地利用を適正に行うために必要な最低限の管理施設とする。

１－20　適正に利用された建築物の敷地利用

許可の対象となる開発行為は、次の各号のとおりである。

イ　開発許可又は建築許可不要で建築された建築物、法第 34 条第 1 号から第 14 号までの規定により許可を受けて建築された建築物又は線引き以前に建てられた建築物で、原則として 10 年以上前より継続して適正に利用されていた建築物又はその敷地であること。

ロ　建築物の所有者の死亡又は転勤、企業の倒産等の従前に許可を受けた目的での使用が困難となったやむを得ない事情があること。

ハ　建築しようとする建築物の用途は、従前に許可を受けた建築物の用途と同種のもの又は将来当該地区が市街化区域に編入されると想定したときに用途地域の指定に支障がないもので、周辺の土地利用と調和のとれたもの（宅地分譲用地を除く）であること。

ニ　道路等の公共施設が、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないよう整備されていること。ただし、自ら必要な公共施設の整備を行う場合は、この限りでない。

ホ　開発行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

１－21　産業廃棄物（特定建設資材）の中間処理施設

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　敷地は、既存の集落内又はその隣接地でなく、かつ、周辺に住宅がほとんど立地していないこと。

ロ　敷地の主要な出入口が幅員 9m未満の道路に接する場合は、当該道路の境界に沿って、道路の反対側の境界線から水平距離 9m後退した線までを当該道路と一体的に利用できるよう整備すること。

ハ　車輌の出入口は、交通の安全上支障がない構造とすること。

ニ　敷地は、処理施設、駐車場、資材置場、緩衝帯等の規模及び配置並びに周辺の環境保全に配慮した適切な規模及び形態とすること。

ホ　敷地の周囲に植樹を行うなど、周辺の景観との調和に配慮すること。

ヘ　農業振興地域の整備に関する法律（昭和 49 年法律第 58 号）による農用地区域内の土地でないこと。

(2) 許可の対象となる建築物又は第一種特定工作物は、次の各号のとおりである。

イ　建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成 12 年法律第 104 号）第 2 条第 5 項に規定する「特定建設資材」を再生利用するために行う処理施設であること。

ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に適合する処理施設であること。

ハ　騒音、振動、粉塵、悪臭、排水等の周辺の環境に影響を及ぼす恐れのあるものについては、その影響を軽減させるための適正な措置を講じていること。

(3) 開発行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

１－22　法第 34 条第 1 号に該当しない地区集会所等

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１(1)ニに適合すること。

ハ　敷地面積は 500 ㎡以下であること。ただし、敷地の形状により周辺に宅地利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合は、この限りでない。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ　法第 29 条第 1 項第 3 号に規定する施設に準ずる施設で、地区集会所、集落青年館、公民館（社会教育法（昭和 24 年法律第 207 号）によるものを除く。）等の公益性の高い施設であり、次の各号に該当するものとする。

(イ) 町内会、自治会等の自治組織において運営され、適正な管理が行われること。

(ロ) レジャー施設等、他の目的の建築物と併用されるものでないこと。

ロ　建築物の配置計画及び平面計画は、地区集会所等として適切なものであること。

(3) その他、次の各号に該当するものとする。

イ　施設の開設に関する許可等が必要な場合は、それが得られること。

ロ　建築の完了後速やかに開業し、継続的に事業できるものであること。

１－23　法第 34 条第 4 号に該当しない店舗併用農林水産物加工施設

許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ　法第 34 条第 4 号に該当する施設に付属する販売店舗が併設されたものとする。

ロ　開発行為又は建築行為の主たる目的が農林水産物加工施設であり、販売店舗は附属的な計画であること。

ハ　販売品は、当該施設において加工されたものに限ること。

ニ　店舗規模は 50 ㎡以下とし、かつ、当該加工施設延床面積の 3 分の 1 以下であること。

１－24　法第 34 条第 7 号に該当しない既存工場の増設

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　拡大する敷地面積は、法第 34 条第 7 号により許可された拡大後の敷地面積を超えてはならない。ただし、敷地の形状により周辺に宅地的利用の困難な土地が生じるなど、やむを得ない場合又は複数回の申請による累計については、この限りでない。

ロ　敷地の拡大部分は、既存工場敷地の隣接地又は同一敷地と判断できる土地とする。

ハ　「1-8 指定大規模既存集落内の小規模工場等」で許可を受けた土地には、適用しない。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ　法第 34 条第 7 号で取り扱う条件に該当しない工場の増設であること。

ロ　周辺宅地の環境保全に配慮した配置計画であること。

１－25　産業廃棄物の処理施設

(1) 許可の対象となる土地は、その敷地の位置が都市計画決定されているもの又は建築基準法第 51 条ただし書きにより特定行政庁が都市計画審議会の議を経て都市計画上支障がないと認めて許可したものとする。

(2) 許可の対象となる建築物又は第一種特定工作物は、次の各号のとおりである。

イ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）第 15 条に規定する産業廃棄物処理施設であること。

ロ　廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）に適合する処理施設であること。

ハ　騒音、振動、粉塵、悪臭、排水等の周辺の環境に影響を及ぼす恐れのあるものについては、その影響を軽減させるための適正な措置を講じていること。

(3) 開発行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

１－26　農林水産物の直売所

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　敷地は、幅員 6m以上の道路に適切に接していること。

ロ　敷地内に、当該施設に駐車場が適切に配置されていること。

(2) 許可の対象となる建築物は、次の各号のとおりである。

イ　当該調整区域において生産された農林水産物に限り直売する店舗であること。

ロ　当該調整区域において生産を行う者又は農業の振興に資する団体が、直売する店舗であること。

ハ　店舗の床面積は 150 ㎡以下であること。

ニ　建築物の配置及び平面計画は、店舗として適切なものであること。

(3) 開発行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

(4) その他、次の各号に該当するものとする。

イ　営業に関する許可等が必要な場合、それが得られること。

ロ　建築の完了後速やかに開業し、継続的に営業できるものであること。

２　令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により附議することが妥当と考える建築行為

県等が、令第 36 条第 1 項第 3 号ホに基づき「当該建築物又は第一種特定工作物の周辺における市街化を促進するおそれがないと認められ、かつ、市街化区域内において建築し、又は建設することが困難又は著しく不適当」であり、開発審査会の議を経ることが妥当と考える建築行為は次のとおりである。

２－１　令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により附議する建築行為

令第 36 条第 1 項第 3 号ホの規定により附議する基準は、法第 34 条第 14 号の規定により附議する場合と同様の基準とする。

２－２　既存宅地

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　地形、地勢、地物等の自然的条件及び文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性等の社会的条件に照らし、おおむね 50 棟以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地。

「おおむね 50 棟以上の建築物」は、原則として 50 棟以上の建築物とするが、集落としての集積の程度が高い場合等は、40 棟以上とする。なお、建築物の数として、次の各号の一に該当するものを含めてよいものとする。

（イ）当該地域と連たんする市街化区域内の建築物。

（ロ）工場、事務所、学校等の住宅以外の建築物。ただし、車庫、物置、その他の附属建築物は含まない。

「連たんしている」か否かを建築物の連続性で判断する場合は、建築物敷地相互の間隔（50m程度）をもって判断し、一定の区域における建築物の集中の程度で判断する場合は、半径100m以内又は3ha以内の区域において判断する。

ロ　調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して調整区域が拡張された際すでに宅地であった土地。

調整区域となった時点において宅地であったか否かの確認は、土地登記簿及び固定資産課税台帳によるものとする。ただし、次の各号の資料により総合的に検証し、調整区域となった時点において宅地であった可能性が極めて高い場合は、この限りでない。

（イ）調整区域となった時点の航空写真。

（ロ）農地法（昭和27年法律第229号）による農地転用の許可、農業委員会の証明、その他農業的土地利用から宅地的土地利用への転換を証する書類。

（ハ）宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）、建築基準法（昭和25年法律第201号）等に基づく宅地的土地利用を証する書類。

（ニ）公的機関等の証明書。

（ホ）その他土地利用の経過及び土地の状況を証する書類。

なお、土地登記簿上、調整区域となった時点で宅地であった土地であっても、農地の不正転用に留意し、当該地目変更の原因年月日と登記年月日との間が著しく離れているなど、土地登記簿の記載が不自然な場合は、都市計画法施行規則第34条第2項に規定する書類として、別途、裏付資料の提出を求めるなど、慎重な取扱いをする。

(2) 許可の対象となる予定建築物の用途は、自己の居住又は業務の用に供するもので、第一種低層住居専用地域内に建築することができる用途であるものとする。

ただし、自己の業務の用に供するもので、既存の工業団地内で建築する工場等、予定建築物の用途が周辺の土地利用状況を勘案し、周辺建築物の用途と調和するものは、この限りでない。

なお、当該土地が、工場跡地等で予定される建築物の敷地としては過大であり、いわゆる旗竿開発等の都市整備上、居住環境上不整形な土地利用を招来することとなるもの等は、法第34条第14号での開発許可の対象とし、道路等の必要な公共施設等を整備させるよう指導するものとする。

この場合、必要に応じて法第41条の規定を適用するなどにより、開発行為の目的、規模及び周辺の地域の状況を勘案し、適切な建築物とすること。

(3) 建築行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

２－３　既存宅地に準ずる宅地

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　次の各号の一に該当すること。

（イ）市街化区域から 500m以内に存する土地で、連たんする建築物（調整区域となった時点において宅地であった土地で建築されていない土地（連たんする建築物の敷地数の半数以下）を含む。）の数が、次の式を満足するもの（以下「市街化区域に近接した区域の既存宅地に準ずる宅地」という。）。

$$1 \leqq \frac{500}{m} \times \frac{n}{50}$$

m：市街化区域からの距離

n：建築物の数

（ロ）地形、地勢、地物等の自然的条件及び文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性等の社会的条件に照らし、おおむね 50 棟以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地で、連たんする建築物（調整区域となった時点において宅地であった土地で建築されていない土地（連たんする建築物の敷地数の半数以下）を含む。）の敷地相互の間隔が 1 箇所のみ 100m以下で連たんし、その他は 50m以下で連たんしているもの（以下「連たん距離の緩和による既存宅地に準ずる宅地」という。）。

（ハ）市街化区域から調整区域へ都市計画の変更がされ、用途地域の指定がされている地域内に存する土地（以下「逆線引き区域での既存宅地に準ずる宅地」という。）。

ロ　調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して調整区域が拡張された際すでに宅地であった土地。

(2) 許可の対象となる予定建築物の用途は、次の各号のとおりである。

イ　「市街化区域に近接した区域の既存宅地に準ずる宅地」及び「連たん距離の緩和による既存宅地に準ずる宅地」においては、自己の居住又は業務の用に供するもので、第一種低層住居専用地域内に建築することができる用途であること。

ただし、自己の業務の用に供するもので、既存の工業団地内で建築する工場等、予定建築物の用途が周辺の土地利用状況を勘案し、周辺建築物の用途と調和するものは、この限りでない。

ロ　「逆線引き区域での既存宅地に準ずる宅地」においては、自己の居住又は業務の用に供するもので、次の各号に該当するものとする。

（イ）建築物が用途地域の制限に適合すること。

（ロ）将来、市街化区域に再編入された場合に支障がないこと。

(3) 建築行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

(4) その他、次の各号に該当するものとする。

イ　「市街化区域に近接した区域の既存宅地に準ずる宅地」及び「連たん距離の緩和による既存宅地に準ずる宅地」においては、建築物の建ぺい率は 60%以下、容積率は 200%以下であること。

ロ　「逆線引き区域での既存宅地に準ずる宅地」においては、建築基準法（昭和 25 年法律第 201 号）第 42 条第 1 項第 1 号に規定する道路に適切に接し、主要な出入口が当該道路に面していること。

２－４　既存宅地での再開発

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　地形、地勢、地物等の自然的条件及び文教、交通、利便、コミュニティ、医療等の施設利用の一体性等の社会的条件に照らし、おおむね 50 棟以上の建築物が連たんしている地域内に存する土地。

ロ　調整区域に関する都市計画が決定され、又は当該都市計画を変更して調整区域が拡張された際すでに宅地であった土地。

(2) 許可の対象となる予定建築物の用途は、自己の居住又は業務の用に供するもので、第一種低層住居専用地域内に建築することができる用途であるものとする。

ただし、自己の業務の用に供するもので、既存の工業団地内で建築する工場等、予定建築物の用途が周辺の土地利用状況を勘案し、周辺建築物の用途と調和するものは、この限りでない。

(3) 開発行為を行うことについて、環境の保全、災害の防止及び交通の安全の観点から支障がないものとして、当該市町との協議が調っていること。

２-５　地域再生のための既存建築物の用途変更

(1) 許可の対象となる土地は、次の各号のとおりである。

イ　既存集落内又は既存集落の周辺で、その集落に連たんしている土地。

ロ　道路等の公共施設が、本基準１－１ (1) ニに適合すること。

(2) 許可の対象となる既存建築物は、次の各号のとおりである。

イ　法第 29 条各号に該当する開発許可の適用除外による建築物又は法第 34 条第 1 号から第 14 号までの規定により許可を受けて建築された建築物で、原則として 10 年以上前より継続して適正に利用されていた建築物であること。

また、建築物の所有者の死亡又は転勤、企業の倒産等の従前に許可を受けた目的での使用が困難となったやむを得ない事情がある場合は、10 年未満であっても対象とする。

ロ　(3)ロの用途変更の場合は、一戸建ての住宅であること。

(3) 許可の対象となる用途変更は、次のいずれかに該当すること。

イ　地域資源を活用した観光振興のために必要な宿泊･飲食等の提供の用に供する施設とするもので、次の各号のすべてについて当該市町との協議が整っていること。

（イ）当該既存建築物の存する地域における地域再生に資するものであること。

（ロ）当該市町の行政計画（都市計画マスタープラン、地域振興、観光振興等）と整合していること。
（ハ）地域資源を活用した観光振興のために必要な用途変更であること。

ロ　既存集落の維持のための賃貸住宅（長屋、共同住宅を除く）とするもので、次の各号のすべてについて当該市町との協議が整っていること。
（イ）当該既存建築物の存する地域における地域再生に資するものであること。
（ロ）当該市町の行政計画（都市計画マスタープラン、地域振興、観光振興等）と整合していること。
（ハ）既存集落の維持のために必要な用途変更であること。

附　則

法第34条第14号(旧第10号を含む。)などにより建築等の許可を受け操業開始した工場で、令和8年10月23日以前に「法第34条第7号に該当しない既存工場の増設」の許可を受けた敷地面積の部分については、1-24 法第34条第7号に該当しない既存工場の増設（1）イ中、「法第34条第7号により許可された拡大後の敷地面積」を「法第34条第14号(旧第10号含む)により許可された拡大後の敷地面積」と読み替えるものとする。

別表第１　大規模既存集落の指定（法第 34 条第 14 号）

昭和 62 年 4 月 1 日施行
昭和 62 年 4 月 27 日施行　　（松任市宮保、一木、柏野）
平成 7 年 12 月 5 日一部改正（小松市月津）
平成 12 年 5 月 31 日一部改正（金沢市を除外）
平成 21 年 11 月 18 日一部改正（白山市、能美市（合併による））
平成 24 年 8 月 23 日一部改正（白山市舘畑）
平成 25 年 10 月 9 日一部改正（能美市（線引き廃止による））

No	市町No	集落名	区　域　名	戸数(A)(戸)	集落の面積(B)(ha)	ヘクタール当たり平均面積(A/B)	社会生活に係る施設の有無		
							小・中学校	旧町村役場	その他（種類も記入）
1	小松市1	古　府	植田、小野、古府、上八里、下八里、河田（河田館、本河田、谷内）	784	80.0	9.8	国府小・中学校	旧国府村役場	徳橋保育所、小松市農協支所
2	2	能　美	千代、能美	306	26.0	11.7	能美小学校		千代保育所、板津農協支所
3	3	日　末	日末、佐美	368	36.2	10.1	日末小学校		末佐美保育園、簡易郵便局、市農協支所
4	4	粟　津	木場、津波倉、林、木場台	732	54.0	13.5	木場小学校北陸大谷高校	旧粟津村役場	木場保育所、木場農村集落センター
5	5	矢田野	矢田野、二ッ梨、下粟津	398	39.0	10.2	矢田野小学校	旧矢田野村役場	矢田野第 2 保育所
6	6	那　谷	那谷	229	21.8	10.5	那谷小学校		那谷保育所、那谷郵便局、市農協支所
7	7	蓮代寺	蓮代寺、本江、東山、三谷、千木野	669	63.2	10.5	蓮代寺小学校		蓮代寺保育所、小松市農協支所
8	8	荒　屋	高堂、荒屋、野田、長田	651	53.5	12.1	荒屋小学校		高堂保育所、長田保育園
9	9	月　津	額見、月津、四丁町、矢田、矢田新、扇原	648	57.5	11.2	月津小学校	旧月津村役場	月津保育所、月津郵便局、市農協支所、農村集落センター
１０	１０	犬　丸	大島、蛭川（東蛭川）、犬丸、城北、松梨	519	41.8	12.4	犬丸小学校		犬丸保育所
１１	１１	中　海	中海、遊泉寺、鵜川、立明寺、岩淵、軽海、荒木田	564	60.0	9.4	中海小・中学校		中海保育所、育松園、市農協南部事業所
１２	１２	浮　柳	浮柳、鶴ヶ島、下牧	237	23.0	10.3			牧保育所
１３	１３	長　崎	長崎、防丸、小島	255	26.0	9.8			バス停、市農協支所

No	市町No	集落名	区　域　名	戸数(A)(戸)	集落の面積(B)(ha)	ヘクタール当たり平均面積(A/B)	社会生活に係る施設の有無		
							小・中学校	旧町村役場	その他（種類も記入）
１４	白山市1	旭	一塚、八田、倉部	467	38.5	12.0			バス停
１５	2	郷	専福寺、長竹	272	13.2	21.0			日用品店舗
１６	3	中　奥	橋爪、乾、中奥、幸明	608	40.5	15.0		旧役場跡	公民館、松任市農協支所
１７	4	林　中	みずほ、今平、乙丸	548	25.8	21.0		旧役場跡	公民館、市農協支所、医院、バス停
１８	5	石　川	源兵島、福留、水島	834	46.6	18.0	石川小学校	旧役場跡	公民館、市農協支所、医院、バス停、店舗
１９	6	宮　保	宮保	198	18.6	10.6		旧役場跡	公民館、バス停、市農協支所
２０	7	一　木	宮丸、村井	210	22.5	9.3		旧役場跡	公民館、バス停、市農協支所
２１	8	柏　野	下柏野、荒屋柏野、中柏野、上柏野、小上	282	30.9	9.2		旧役場跡	公民館、バス停、市農協支所、医院、郵便局
２２	9	舘　畑	行、中ノ郷新、日向	201	16.6	12.1		旧役場跡	公民館、バス停、農協支所、日用品店舗
２３	内灘町1	西荒屋	西荒屋、室、宮坂	618	55.8	11.1	西荒屋小学校		バス停、日用品店舗、医院

別表第２　　大規模流通施設が立地する幹線沿道等（法第 34 条第 14 号）

昭和 62 年 4 月 1 日施行
平成 12 年 5 月 31 日一部改正(金沢市を除外)
平成 21 年 11 月 18 日一部改正
（白山市、能美市(合併)、交差点名の変更）

1)四車線以上の道路

No	市　　町	道路の種類	名　　称	区　　間	距離 km
1	小 松 市	主要地方道	寺畠・小松線	一般国道 305 号～ 金沢・美川・小松線	2.9
2	〃	主要地方道	金沢・美川・小松線	小松インター～ 一般国道 360 号	1.2
3	白 山 市	国　　道	一般国道 8 号	田中南～福留	6.7
4	野々市市	〃	〃	三日市～二日市 蓮花寺～郷	1.4

2)インターチェンジ周辺（一般道との交点より周囲 500m）

No	市　　町	インターチェンジ名	区　　間
1	小 松 市	小松インターチェンジ	小 島 町

（参考資料）

都市計画（線引き）の設定状況

	金沢都市計画	小松都市計画	白山都市計画
当　初 設　定	S45. 7. 1	S50. 5. 1	S50. 6. 6
第１回 見直し	S52.12.27	S58. 5. 4	S58. 5. 4
第２回 見直し	S59.11.30	H3. 9.17	H2. 6. 5
第３回 見直し	H 4. 3.10	H12. 6.23	H12. 6.23
第４回 見直し	H13. 6.22	H16. 5.11	H16. 5.11
第５回 見直し	H16. 5.11	H27. 6. 2	H24. 6. 5
第６回 見直し	H21. 6. 2	R3. 1.26	
第７回 見直し	R1.10.29		